平成２６年（フ）第３９６号
愛知県岡崎市城南町２丁目２番地５　ロイヤル城南105、前住所愛知県岡崎市若松東１丁目３番地４
債務者　平本　照子
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第８５号
三重県松阪市荒木町76番地１　メゾンカレリア１Ｆ６
債務者　木崎　佐枝
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２６年（フ）第４９２号
大阪府岸和田市土生町1464番地の１ホワイトハウス106号
債務者　三好貴美代
1　決定年月日時　平成27年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第５２０号
大阪府阪南市黒田565番地の１
債務者　井上　登詩
1　決定年月日時　平成27年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第５４２号
大阪府岸和田市岸城町26番17号
債務者　新井川理恵
1　決定年月日時　平成27年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第５５７号
大阪府和泉市光明台３丁目１番15―301号、事業所所在地大阪府和泉市池田下町1908―１
債務者　ヘアーズアインスこと　大江　将宏
1　決定年月日時　平成27年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第５６１号
大阪府泉大津市北豊中町３丁目４番１―102号
債務者　小牧　猛博
1　決定年月日時　平成27年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第５６３号
大阪府泉大津市二田町２丁目３番21―301号
債務者　釣段　雅子
1　決定年月日時　平成27年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第５６４号
大阪府岸和田市春木本町３番24―406号
債務者　前田　浩明
1　決定年月日時　平成27年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第５６８号
大阪府泉佐野市長滝2357番地の１泉佐野長滝住宅３―111
債務者　太佐　和夫
1　決定年月日時　平成27年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１号
大阪府岸和田市南町38番23号
債務者　植村　真也
1　決定年月日時　平成27年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３７７６号
大阪市港区夕凪２丁目１番１号　サンファミリー夕凪501号
債務者　鬼木　敏弘
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５３３号
大阪府守口市東光町１丁目４番１号
債務者　脇迫奈緒美
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２０８号
大阪市北区西天満４丁目13番１号
債務者　芦分　秀起
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３９３号
大阪市旭区千林２丁目９番８号
債務者　平　美津子
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４６４号
大阪府八尾市若草町３番30―401号
債務者　鈴木　健造
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４９４号
大阪府豊中市上津島２丁目16番55―414号、前住所大阪市西淀川区姫里１丁目18番20号タワーパレス姫里601号室
債務者　林　　篤雄
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部